

## 北区総合教育会議設置要綱

27北政企第1115号

平成27年4月28日区長決裁

### (設置)

第1条 区長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、区長と東京都北区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議において、法第1条の4第1項の規定による協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (3) その他、教育目標を達成するために必要な事項

### (構成)

第3条 会議は、区長と教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第4条 会議は、区長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思量するときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第5条 会議において、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有するものの出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときには、この限りでない。

### (傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、区長の許可を得なければならない。

(議事録)

第8条 区長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示しなければならない。

(結果)

第9条 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 会議の事務局を、政策経営部企画課に置く。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。